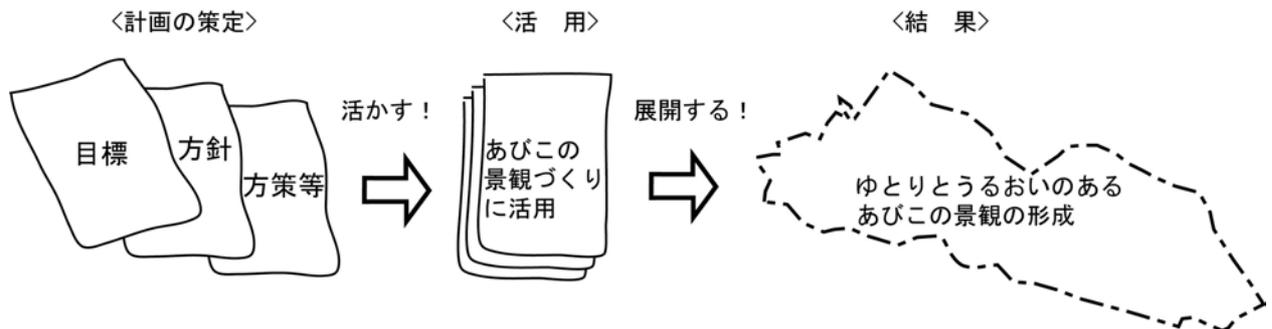


1. 本計画の目的

本計画は、我孫子市基本構想に示された将来都市像『手賀沼のほとり 心輝くまち』～人・鳥・文化のハーモニー～の実現のため、本市の景観形成に関わる目標や方針、推進の方策などをまとめるものです。

また本計画は、景観法（以下、「法」といいます。）都市緑地法及び屋外広告物法（以下、景観緑三法（注といいます。）の制定及び改正を受け、法に基づく景観計画として市民、事業者や我孫子市に関わる人々はもとより、市及び関係機関が行う景観形成の活動や整備事業などにおいて、それぞれの指針として活用し、“ゆとりとうるおい”のあるあびこの景観が形成されることを目的とします。



（注 景観緑三法の制定及び改正とそれに伴う関係法令の整備について

2003年（平成15年）7月、国は美しい国づくり政策大綱において良好な景観の形成を国政上の重要課題として位置づけ、さらに、具体的な施策に結びつけるため、景観法の制定と都市緑地法と屋外広告物法の改正とそれに関係する都市計画法や建築基準法などの法令の整備を2004年（平成16年）6月に行いました。

2. これまでの経過

本市は1992年(平成4年)から景観形成基本計画策定のための基礎調査を行うなど積極的な姿勢で景観行政に取り組んできました。

1994年(平成6年)3月には景観形成に関わる目標や方針、推進方策などをまとめた景観形成基本計画を策定し、1999年(平成11年)4月には我孫子市景観条例を施行し、良好な景観形成のために誘導、支援を行ってきました。この間、誘導にあたっては景観アドバイザー制度の活用、道路きわの修景や建築物の色彩に関

する基準を設け、支援については、景観づくり市民団体制度や道路きわ景観形成事業制度を運用して具体的な成果を収めてきたところです。

2005年(平成17年)6月には景観法が全面施行され、本市は景観行政をさらに推進するため、2005年(平成17年)8月29日に景観法を運用できる景観行政団体になりました。本計画は、景観形成基本計画(任意の行政計画)と景観法に基づく景観計画(法定の行政計画)を一体化させた計画として位置づけるものです。

(注 景観行政団体とは

景観法では『景観行政団体』という新たな主体を創設することとなりました。

『景観行政団体』は景観法に基づく景観行政を担う主体となります。なお、景観形成については、市町村が主体的な役割を担うべきであり、原則として市町村が『景観行政団体』になることとしています。

具体的には、政令指定都市・中核市は自動的に景観行政団体となり、その他の市町村は都道府県と協議・同意により『景観行政団体』となります。市町村が『景観行政団体』とならない場合には都道府県が『景観行政団体』になります。

3. 「景観」とは

景観というと、なにやら難しく、なじみのうすい言葉に聞こえるかもしれませんが、日頃、私たちの目には、実にさまざまな種類の景観が混ざりあって映っています。景観とは、私たちが目にし、感じることでできるまちや地域の表情を意味しています。

それは、木々の緑や手賀沼、田園などの自然であったり、ビルや建物が建ち並ぶまちなみであったり、あるいはそこに生活する私たちの暮らしぶりであったりします。そして、これらが時

間の流れの中で人の記憶やまちの歴史となって、まちの魅力に奥行きを与え、私たちにまちへの愛着を生みださせています。

また、景観という言葉自体は聞き慣れなくても、それは私たちのすぐ身近にあり、こうしたさまざまな景観を私たちは日常的にとらえ、自分なりの思い入れを込めて風景という言葉を使っています。景観を考えていくことは私たちのまわりをとりまく風景のあり方を考えていくことともいえるのです。

4. 景観づくりとは

1 “ゆとり”、“うるおい”づくり

近年、人々のまちへの関心は身近な生活環境の質に向けられています。人によって住みたいまちのイメージは異なります。ただし、だれもが生活していく上で“快適な”、“うるおいのある”、“居心地のいい”まちを求めていることに変わりありません。

しかしながら、たとえば私たちのまわりをふりかえてみると、いつのまにか緑が少なくなってきたり、水が汚れてきたりと身近なところであびこの良さが失われ、また市街地は、個性のみえにくいどこにでもありそうなまちになりつつあることに気がつきます。

人々が“住み続けたい”と思えるようなゆとりとうるおいのあるまちにするために今、まちの表情を豊かにする景観づくりが必要とされています。

2 誇りや愛着のもてるような生き生きとした表情をつくる

単にまちの表面を美しく飾りたてても、そこに暮らし、働く人々の意識や生活が感じとれるものでなければ意味がありません。まちの表情の豊かさとは、時

間の経過とともに暮らしの深い味わいが感じられるような“誇りや愛着のもてる景観”がたくさんあることと言えます。

3 次世代に手渡す財産として

子どもたちがのびのびと心豊かに成長していける環境づくり、人だけではなく野鳥や小動物などの生き物にとっても棲みやすい環境づくりの大切さを意味しています。人々の暮らしと自然が共生していくことのできる環境をつくりだしていくことが、私たちの豊かな暮らしへとつながっていきます。

また、長い年月にわたり大切に守られてきた歴史的な景観を受け継いでいくことや、新しいあびこの景観を築き、子どもたちに手渡す財産としていくことは、私たちの責務ともいえます。子どもたちが大きくなったときに、誇りをもって自分の育ったまちを自慢できるような、そんな景観づくりを考えていきます。

5. 景観づくりの主役

1 まちの景観はみんなで作るもの

まちの景観はじつにさまざまな要素によって構成されています。中でも道路や公園、公共建築物など都市の基盤となるものについては、行政が先導的に景観に配慮するよう努めています。

しかしながら、まちの景観をつくっている要素の大半は、みなさんの住宅や商店であったり、またその住まい方、暮らしぶりなどを反映したものとと言えます。そこに暮らし、働く人々がどんなまちにしたいのか、どんな暮らしをしたいのかによってまちの景観は変わってきます。

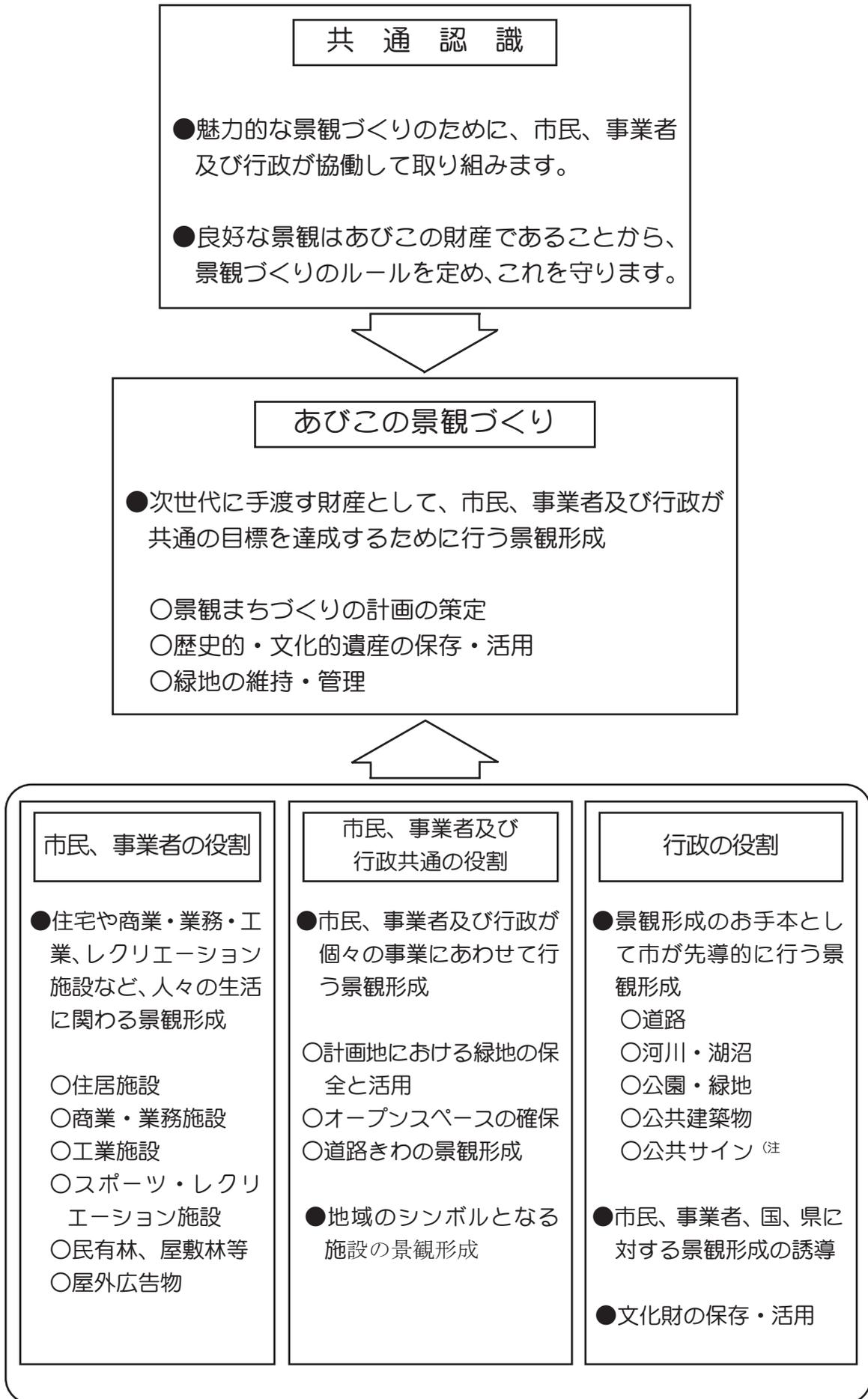
景観づくりを進めるにあたっては、市民のみなさんや事業者の方々の主体性に負う部分が大きく、一人ひとりが景観づくりの主役と言えます。市民・事業者のみなさんが行政と力をあわせて、それぞれがそれぞれの立場、できることから景観づくりに取り組んでいくことが大切です。

2 市民、事業者及び行政との協働の景観づくり

魅力的な景観づくりを具体的なものとするためには、市民と事業者、行政が個々の事業としてやっていくのではなく、対等な立場でそれぞれが果たすべき役割と責任を自覚し、それぞれの長所を生かしながら、あびこの景観づくりという共通の目標に向かって、連携・協力して総合的、体系的に進めていかなければなりません。そのためには、

景観づくりに関する共通認識に基づき自分たちでルールを定め、これを守るとともにそれぞれの役割を担うことが求められます。

あびこの景観づくり



6. 本計画の位置づけ

本計画は、景観緑三法の制定及び改正を受け、市の総合計画、都市計画マスタープラン等の関係計画に即して定められ、本市における景観づくりの総合的な方策を示すものであり、下図のような体系になります。

1 市の条例との関係

景観づくりの推進の方策として、本計画を景観条例に位置づけるとともに、本計画から条例へ展開していきます。

2 市の総合計画との関係

本計画の内容を具現化するために、公共事業による先導的な景観形成を総合計画の中の基本計画と実施計画に位置づけます。

3 景観緑三法、その他法令に基づく計画との関係

法に基づく景観計画とします。
都市計画マスタープランに位置づけ、まちづくりの指針とします。
文化財保護法に基づく文化的景観を定めます。

